

令和7年度秋田市子育て情報ホームページ広告募集要項

秋田市子育て情報ホームページ広告について、次のとおり募集します。

1 広告の種類、掲載位置および枠数

- (1) 種類 静止画像とし、広告主が指定するホームページに遷移する機能を有するものとする。
- (2) 掲載ページ 子育て情報内の各ページ
- (3) 位置 ページの下部（フッターの上）に配置
- (4) 枠数 2枠

2 広告の規格等

- (1) 大きさ 縦64ピクセル、横240ピクセルとする。
- (2) ファイル形式 JPEG、PNG又はGIFとし、アニメーション効果がないものとする。
- (3) データ容量 300KB（キロバイト）以下
- (4) 代替テキスト 「広告：広告掲載事業者名」
- (5) 色調 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を1：4.5以上とり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなど、文字を読みやすくするように配慮すること。
- (6) 広告の内容等 別紙の「秋田市広告掲載要綱」および「秋田市子育て情報ホームページ広告掲載事業実施要領」による。

3 広告掲載期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

4 申込資格

申込資格者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者。
- (3) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

5 申込方法等

(1) 申込可能枠数

1事業者につき、1枠までとする。

(2) 受付期間

令和7年3月19日（水）から令和8年2月18日（水）まで。

掲載開始希望月の初日から起算して10日前までに申し込みを行ってください。

ただし、募集する広告枠数が埋まった場合は、その時点で令和7年度分の募集は終了します。

(3) 申込方法

秋田県秋田市電子申請・届出サービスにより申し込みを行ってください。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/kodomosoumu-saitokoukoku>

QRコード：



(4) 申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

ア 申込資格のない者が申込みをしたとき。

イ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合そのた不正の行為によって行われたと認められる申込みをしたとき。

ウ 申込みの金額、氏名若しくは重要な文字の誤字又は識別しがたい申込みをしたとき

エ その他、申込みに関する条件に違反したとき。

6 広告掲載料

広告掲載申込書に記載する申込額は、月額5,000円以上（消費税および地方消費税相当額を含む。）とします。また、掲載希望月数が複数月となる場合は、全ての月額を同額とします。

7 広告主の決定

(1) 決定方法

広告掲載内容に問題がなかった事業者について、次の順に広告掲載を決定します。

① 第一順位 申込金額の総額が高額な者

- ② 第二順位 秋田市内に本社本店の登記がある者
- ③ 第三順位 秋田市内に支店または営業所がある者
- ④ 第四順位 ①～③以外の者

(2) 結果の通知

応募者に対して、電子メールで通知します。

(3) 契約の締結

広告主の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすものとしませんが、契約書の作成を省略する場合があります。

(4) 広告掲載料の納入方法

広告主は、契約した額を広告料として市に納付します。なお、広告料の納付は、一括払いとし、市が指定する金融機関に振り込むものとしします。

8 広告掲載位置の決定

広告は、上段4枠のうち一番左枠又は下段4枠のうち一番左枠に掲載します。また、広告掲載位置は、先に決定した者から順に上段左枠・下段左枠に掲載します。

ただし、同一の日に掲載が決定した事業者については、決定順位が上位の者から順に掲載位置を決定します。

9 その他

- (1) 申込書等の作成および申込みに係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は返却しません。
- (3) 問い合わせ先

秋田市子ども未来部子ども総務課総務担当

直 通 018-888-5687

F A X 018-888-5693

e-mail ro-chbs@city.akita.lg.jp